

館林市立資料館公式 X（旧 Twitter）運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、館林市立資料館（以下「資料館」という。）が X を市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 情報発信の目的

迅速かつ広範囲に情報提供を行うことにより、多くの利用者等に資料館を知っていただき、資料館の事業に参加いただくことで、郷土の歴史や文化への興味関心を高めることを目的とする。

3 用語の定義

本運用方針において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) X インターネットを利用し、140 字以内の短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう
- (2) 公式 X 館林市が設置・運用するユーザー名から発信する X をいう
- (3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう
- (4) ポスト X に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう
- (5) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう
- (6) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう
- (7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録することをいう

4 運用主体及び運用管理

資料館公式 X の運用主体は、館林市とする。運用管理責任者は文化振興課長とし、アカウントの管理及びポストの発信は、文化振興課文化財係担当職員が行う。

5 アカウント名

アカウント名は「館林市立資料館 (@tatebayashi_mus)」とする。

6 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 X のアカウント名を資料館公式ホームページ上に明示する。

7 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運営主体及び発信内容、発信方法等について、公式 X のプロフィール欄に明示する。

8 発信内容

- (1) 資料館展示企画及び事業等資料館ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 資料館から何らかの手段で来館者等に情報提供したもの
- (3) その他、課長が適当と認めるもの

9 運用全般に関する事項

- (1) リプライ、リポスト及びフォローは行わない。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものはこの限りでない。
- (2) 当アカウントに対し、公序良俗に反するリプライ、ダイレクトメッセージ等を繰り返し行うアカウントその他館林市が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックする場合がある。
- (3) ポストに記載するリンクのリンク先は、館林市が運営するホームページのみとする。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものはこの限りでない。

10 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 館林市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

11 その他

- (1) Xの利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針に定めるもののほか実施について公式Xの運用に関し必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、令和3年1月21日から施行する。